

2011 年 3 月 31 日

全日本教職員組合（全教）

教育文化局長 今谷 賢二

1. 文部科学省は、3 月 30 日、「平成 22 年度教科用図書検定結果」を公表しました。今年度の教科書検定は、中学校での改訂学習指導要領全面実施となる 2012 年度から使用が開始される中学校教科書と一部の高校教科書を対象としています。教育基本法の改悪とそれに続く学校教育法の改悪、その具体化として位置付けられた改訂学習指導要領のもとで、昨年度の小学校に続く教科書検定です。すでに、全教は、2009 年 3 月から 4 月にかけて強行された一連の教科書検定制度の改定（義務教育諸学校教科用図書検定基準、教科用図書検定規則の一部を改正する省令、教科用図書検定規則実施細則など）について、教科書を通じて改訂学習指導要領の具体化を図ろうとするものと厳しく批判してきました。このたびの検定結果は、この間の指摘と懸念を改めて証明するものとなりました。
2. それは、第一に昨年の小学校教科書に続いて、改悪教育基本法第 2 条とそれにもとづく学校教育法第 21 条の規定をすべての教科書に盛り込ませることが、事実上強制されたことです。新聞報道でも「伝統文化盛り込み苦心」として、理科における植物学習でイネを取り上げ、「日本は瑞穂の国と呼ばれ…」などとわざわざコラムを特設した例（3 月 31 日付東京新聞）など教科の特質を超えた異常な編集が行われています。教科書の実際は、採択期における「見本本」などを待たなければなりません。教科書記述を通じた改訂学習指導要領の押し付けを許さない教育実践がいよいよ重要になります。
3. また、第二に小学校に続いて教科書ページの大幅増があります。公表された検定結果では、現行の教科書と比べて全体の平均ページ数で 25%増となり、数学 33%、理科 45%増という顕著な数字となっています。これは、改訂学習指導要領の「理数教育の重視」路線の反映であり、「発展的な学習内容」に対する教科書会社の対処の結果です。教科書については、教育内容の科学性や系統性などについて、現場教職員から厳しい批判が行われてきた経緯もあり、内容の充実は当然です。むしろ、「学習内容の 3 割削減」などを一方的に主張し、子どもたちの学びと教育活動に重大な支障を作り出してきた責任こそ問われなければなりません。教科書価格（義務教育諸学校教科用図書購入費）の抜本的な改善など、よりよい教科書編集への支援を充実し、すべての子どもの学力を保障するための主要な教材としての教科書づくりへの努力が求められます。
4. 第三に政府の見解について、教科書を通じて子どもたちに周知、徹底させる立場が強調されていることです。社会科教科書を発行する 7 社すべてが、領有権をめぐって近隣諸国と摩擦が続く竹島と尖閣諸島に言及し、竹島について「日本固有の領土」とし、尖閣諸島では「領土問題は存在しない」とする政府の立場に沿った記述を行っています。この点では、「多少なりともあいまいな表現には検定意見」と言われており、教科書検定を通じて「政治的な意図」が具体化されたと指摘しなければなりません。領土問題の解決に向けた平和的な動きへの影響が懸念されるとともに、子どもたちの発達段階を考慮した教科書記述とするという大原則がゆがめられてはなりません。一方、沖縄戦にかかわる記述もほとんどの教科書で行われ、前回検定時と比べて沖縄県民の願いに沿った方向に改善されていることは注目されます。密室での教科書検定であっても、国民世論の動向を軽視できない部分を持っていることは重要です。
5. さらに第四には、新しい歴史教科書をつくる会（「つくる会」）が編集した自由社版歴史と公民教科書、日本教育再生機構及び改正教育基本法に基づく教科書改善を進める有識者の会（「教科書改善の会」）が編集した育鵬社版歴史と公民教科書も検定に合格していることです。これらの教科書では、申請本段階では「日本国憲法の最大の特色を『他国に例を見ない』戦争放棄」と断定するなど憲法の基本原則を蹂躪する内容を特徴としています。他社の申請に比べても多い検定意見（自由社版歴史 237・公民 139、青鵬社版歴史 150・公民 51）が付され、一定の修正が加えられたとはいえ、

日本国憲法制定の歴史的意義を否定するような教科書が合格すること自体が問題です。これらの教科書は日中戦争やアジア太平洋戦争、韓国併合などについても偏向的な記述も特徴としており、検定基準にいう「近隣諸国条項」を無視して検定合格させていると言わなければなりません。「つくる会」教科書の採択を視野に、県議会での意見書採択が埼玉県、千葉県などで強行されている事態を重視し、憲法原則を踏みにじる教科書が子どもたちの手にわたさないとりくみを全国的に強化しなければなりません。

6. 今回の検定結果を受けて、中学校教科書は、これから「見本本」が印刷され、早いところでは6月下旬からの教科書展示会の開催が想定されます。8月末までには、2012年度から使用開始となる教科書の採択が全国各地で行われることとなります。教科書採択にかかわっては、子どもの現実に日々向き合っている教職員の意向を尊重し、よりよい教科書が子どもたちのもとに届けられ、教職員や父母、保護者、何よりも子どもたち自身の努力と重ねて、充実した教育活動が展開される必要があります。この観点は、1997年3月に行われた閣議決定でも「…教科書採択の調査研究により多くの教員の意向が反映されるよう、現行の採択地区の小規模化や採択方法の工夫改善についての都道府県の取組を促す」として確認されているものでもあります。この間の教科書制度改悪のもとにあっても、多くの父母、市民、教職員の「よりよい教科書を子どもたちに」の声と運動が、憲法の本質と歴史の教訓に逆行する教科書を許さない圧倒的な世論をつくり、貴重な到達点をつくってきたことを確信に、教科書採択の公開と民主的な採択制度の実現、何よりも父母、国民、教職員の願いに沿った教科書採択への努力を強めることが重要です。子どもの現実を出発点にした、一つひとつの学校からの教育課程づくりをおおいに前進させながら、夏に向けてのとりくみを、父母・保護者、地域のみなさんとの共同を広げて、旺盛に展開することを呼びかけます。

以 上